

1 全国での発生状況

- 全国的には、咬傷事故が増加傾向にある。

年度	R2	R3	R4	R5	R6
届出件数	4,602 件	4,423 件	4,923 件	5,432 件	5,592 件

2 特定犬種による人や犬に対する重大な咬傷事故（報道情報）

(1) 令和 4 年 11 月 岐阜県

散歩中のピットブルが自転車で通行中の高齢者に咬みつки、左耳介欠損と腕に全治1か月の大けがを負わせた。翌年8月にも同じ犬が、散歩中に自転車で通行中の高校生に咬みつки、膝に約1カ月半の大けがを負わせた。

(2) 令和4年 12 月・令和5年1月 横浜市

散歩中のピットブルが通行人の女性の右腕に咬みついて約3週間のけがを負わせた。翌月にも同様に別の女性の左足に咬みついて約1カ月のけがを負わせた。

(3) 令和 7 年 4 月 沖縄県

米軍属の家から逃げ出した土佐犬が散歩中の小型犬とその飼い主の首に咬みついて、死亡させた

(4) 令和 7 年 5 月 沖縄県

基地の外に住む米軍人が飼育するピットブルが民家の庭に侵入し、この家で飼われていた小型犬の首元に咬みついて死亡させた。

(5) 平成 7 年 4 月 沖縄県

放れていたピットブル 2 頭が公園で遊んでいた子ども 2 人を襲い、1 名が死亡、1 名が負傷した。

ピットブルによる咬傷事故の判決例

発生場所	岐阜	横浜	福岡	沖縄
事故発生日	令和4年 11 月27日 令和5年8月31日	令和5年1月20日	令和7年2月21日	平成7年4月4日
判決・手続	令和6年7月17日判決	令和7年3月6日判決	民事係争中	平成7年判決
裁判所	岐阜地裁	横浜地裁	福岡地裁	那覇地裁
				沖縄支部
犬の状況	制御不能(1 頭)	リード外れ(1 頭)	逸走(2 頭)	放し飼い(2 頭)
被害結果	2 名重傷	複数人負傷	1 名重症	1 名死亡
				1 名負傷
適用法令・	刑法 211 条	刑法 211 条	民法 718 条	刑法 211 条
	重過失傷害罪	重過失傷害罪	動物占有者責任	重過失致死傷罪
結論	禁錮 6 月	罰金 50 万円	損害賠償請求	禁錮 1 年(実刑)
	(執行猶予 4 年)			

3 福岡市で発生したピットブルによる咬傷事故

令和7年2月21日に、福岡市中央区港で、ピットブル3頭を屋外のフェンス囲い内で放していたところ、そのうちの2頭が開いた門扉から脱走し、近くを散歩中の犬を襲い、さらに、守ろうとした飼い主(50歳代の女性)を咬み、大けがを負わせたもの。

受傷状況: (人)腕を咬まれて大けがを負い、救急搬送
(犬)脚を裂傷

捕獲状況: 警察が出動し、駆けつけた飼育管理者等とともに犬を捕獲した

指導状況: 条例第9条第1号違反(係留違反)として勧告書を交付
※ 現在も逸走防止や適正飼育について継続指導中

市民の声: 子育て中の家庭や事故現場近くにある保育園の子どもたちの安全を心配するもの、ピットブルを飼育する場合の規制や監視を強化してほしい等の声が寄せられている。(詳細は以下のとおり)

<市民の声>

- ・誰かが犠牲になってからではなく、事故を未然に防ぐための行動を求める
- ・危険が多いと思われる犬種の飼育に対する規制を求める
(飼育時の届出制度、口輪、リード、頭数制限、檻飼育、飼育状況の立入監視等)
- ・一概に体高や体重で規制するのではなく、犬種で規制すべき
- ・ピットブルを多頭飼育という危険な事案が長期間継続しており、強い不安を感じている
- ・当該飼い主に対する再度の厳重な指導および立入確認、継続的監視を求める
- ・防止策の徹底と、万が一起きた時のシミュレーションを徹底してほしい
- ・違反行為をした場合の行政処分、罰則含め厳しいペナルティが必要
- ・飼い主への講習義務づけが必要
- ・住民への説明および相談窓口の設置を求める
- ・福岡市では飼育禁止などにしてほしい
- ・実効性のある措置が取られず、住民の生命・身体の安全が十分に守られていないと感じる